

イ 生活環境の調査結果の報告

○ 保護観察所が裁判所に対し生活環境の調査結果を報告するときは、当初審判における通院決定も想定し、必要に応じ、地方厚生局、指定医療機関、都道府県・市町村等と協議を行うなどして、各関係機関の意見をも踏まえ、裁判所に対して、当該居住地において継続的な医療が確保できるかどうかに関する意見を提出する。

○ 地方厚生局、指定医療機関、都道府県・市町村等は調査結果の報告について、保護観察所に意見を述べるができる。

ウ 指定入院医療機関又は指定通院医療機関の内定

○ 地方厚生局は、裁判所の終局決定に先立ち、地方厚生局用マニュアルに従い必要な手続を進め、入院決定があったときの指定入院医療機関、通院決定があったときの指定通院医療機関をあらかじめ内定する。

(2) 入院決定の場合の対応

ア 指定入院医療機関の決定・変更

○ 地方厚生局は、指定入院医療機関を決定又は変更したときは、速やかに保護観察所に通知する。通知を受けた保護観察所は、関係する都道府県・市町村等に連絡する。

イ 指定入院医療機関と保護観察所の連携

○ 保護観察所の社会復帰調整官は、入院当初から指定入院医療機関に出向き、対象者と面談し、当該医療機関のスタッフと継続的に協議し、また、必要に応じ院内会議に出席するなどして、指定入院医療機関との緊密な連携に努める。

○ 指定入院医療機関は、保護観察所の社会復帰調整官を必要な院内会議に加えるなど、対象者に関する情報の共有に努めるほか、社会復帰調整官の院内における執務の便宜を図るなど、緊密な連携に努める。

ウ 生活環境の調整